

# 福島第二原子力発電所 先行プラントにおける審査会合指摘事項に対する当社回答

---

令和2年12月  
東京電力ホールディングス株式会社

# 先行プラントにおける審査会合指摘事項一覧及び対応（1 / 4）

番号	該当箇所	指摘事項内容（先行プラントにおけるコメントNo.）	当社回答
1	第5条	<p>（大飯 No.3）            第146条（保安に関する職務）に，第158条（電源喪失時等の体制の整備）に記載する項目（内部溢水，火山影響等，重大事故等発生時，大規模損壊発生時）を明示する必要がないか確認すること。            &lt;安全・防災室長の職務（抜粋）&gt;  <u>第1編（第5条）</u>            内部溢水発生時，火山影響等発生時，その他自然災害発生時等，重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括  <u>第2編（第146条）</u>            その他技術安全の総括</p>	<p>他の先行プラントとは異なり，福島第二原子力発電所内に運転炉は存在せず，保安規定を分編化しないため該当しない。</p>
2	第5条	<p>（大飯 No.5）            保安規定第5条（保安に関する職務）および第146条（保安に関する職務）の発電室長は，第一発電室長・第二発電室長に書き分けない理由を説明すること。            &lt;回答（抜粋）&gt;            第2編の発電室長は，第146条に「第一発電室長は1号炉および2号炉，第二発電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う」と規定している。これは，全体として第2編第153条のように，第一発電室長と第二発電室長で原子炉施設の運転に関する業務を分担している共用設備があり，書き分けることが難しい条文があるため，上記の整理で記載している。</p>	

## 先行プラントにおける審査会合指摘事項一覧及び対応（2 / 4）

2

番号	該当箇所	指摘事項内容（先行プラントにおけるコメント番号）	当社回答
3	第5条	（玄海 No.1） 1, 2号設置の共用設備を3, 4号炉組織にて管理することについて、第5条の職務内容（3号炉及び4号炉に係ると限定している箇所）を見直すこと。	他の先行プラントとは異なり、福島第二原子力発電所内に運転炉は存在せず、保安規定を分編化しないため該当しない。
4	第8条	（大飯 No.1） 廃止措置主任者、代行者の選任方法について説明すること。	「福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について」参照（本日説明）
5	第14条	（大飯 No.4） 第148条（発電安全運営委員会）にて審議する社内標準が第154条（廃止措置管理に関する社内標準の作成）に全て記載されていない理由を説明すること。	第7条（廃止措置保安運営委員会）及び第14条（マニュアルの作成）は、既認可の保安規定の記載を踏襲し、以下のとおりの記載としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第7条：廃止措置保安運営委員会で審議する必要がある内容の全てを記載</li> <li>第14条：廃止措置管理に関するマニュアルのうち、原子炉施設の運転に係る内容のみを記載</li> </ul>

# 先行プラントにおける審査会合指摘事項一覧及び対応 (3 / 4)

番号	該当箇所	指摘事項内容 (先行プラントにおけるコメント番号)	当社回答
6	第27条	<p>(大飯 No.2)                      運転段階と廃止措置段階の使用済燃料ピット未臨界性の確認方法について説明すること。                      &lt;使用済燃料の貯蔵 (抜粋)&gt;                      第1編 (第103条)                      (9) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。                      第2編 (168条)                      (5) 使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことをあらかじめ評価および確認すること。</p>	<p>当社の廃止措置段階における使用済燃料プールの未臨界性については以下のとおり評価しており、燃料貯蔵において配置管理などの配慮は不要であることから該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～4号炉の使用済燃料プールにおいて使用済燃料はボロン添加ステンレス鋼製使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵されており、臨界設計については新燃料及びいかなる燃焼度の燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るように、炉心装荷時の無限増倍率として1.30を設定し評価している。</li> <li>冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても臨界にならないことを評価している。</li> </ul>
7	第34条	<p>(大飯 No.6)                      第106条, 第173条 液体廃棄物の試料採取箇所が適切か確認すること。</p>	<p>第34条 (放射性液体廃棄物の管理) 第34-1表の「試料採取箇所」に反映済み。</p>

# 先行プラントにおける審査会合指摘事項一覧及び対応（4 / 4）

番号	該当箇所	指摘事項内容（先行プラントにおけるコメント番号）	当社回答
8	第73条	<p>（大飯 No.7）                      第208条（記録）の表208-1に「警報装置から発せられた警報の内容」が記載されていない理由を説明すること。</p>	<p>第73条（記録）については、実用炉規則第六十七条（記録）の要求内容を記載することとしており、「警報装置から発せられた警報の内容」については、同表の「二 運転記録」のり項に記載されている。</p> <p>この要求は、「法第四十三条の三の三十四第二項（廃止措置計画）の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く」とされており、申請中の保安規定は廃止措置計画認可後に運用を開始することとしているため、第73条の表73-1には記載していない。</p>
9	添付1	<p>（玄海 No.2）                      保安規定の管理区域図に係る補正の理由を補正説明資料に追記すること。</p> <p>＜回答（抜粋）＞                      管理区域図については、管理区域の設定・解除を実施する課長が管理すべき図を編ごとに添付することとしていた。上記のような考え方にて添付した場合、設置号炉とその建屋の管理区域の関係に、齟齬が生じるため、管理する建屋と設置号炉の関係を共に満たすように、第1編に全ての管理区域図を添付し、新第2編は、第1編の管理区域図を呼び込む記載に変更することとする。</p>	<p>他の先行プラントとは異なり、福島第二原子力発電所内に運転炉は存在せず、保安規定を分編化しないため該当しない。</p>